

2020(令和2)年度 福祉サービス第三者評価

調査結果報告書

小禄南こども園

職員説明会	2020年	10月	20日
		5	
職員報告会	2021年	2月	12日

2021年2月12日
特定非営利活動法人
介護と福祉の調査機関おきなわ

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

2020（令和2）年度

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

説明会	2020年10月20日
確定日	2021年 2月12日

② 事業者情報

名 称：	小禄南こども園	種 別：	認定こども園
代表者氏名：	當眞 ゆかり	定員 (利用室数)：	90 (3 室) 名
所 在 地：	〒901-0152 沖縄県那覇市小禄4丁目14番地1	Tel	098-858-8189

③ 総評

◇特に評価の高い点

1、子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。

子どもが主体的に活動できる環境整備と子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育の展開については、外遊びの場が園庭とせせらぎ広場、ピロティの3か所がある。全3クラスの週案で午前と午後の外遊びの場が位置づけられ、雨天以外は毎日外遊びが計画、実施されている。外での活動には園庭での砂場遊びや泥団子遊び、固定遊具（ブランコ、滑り台、雲梯、鉄棒）遊びも設定されている。4歳児は、外遊びとして大縄跳び、縄跳び、フラフープ、ぽっくり、ドッジボール等、遊具を使った遊びの他、鬼ごっこ、かけっこ、恐竜ごっこ、ラジオ体操等がある。室内遊びはアイクリップ、レゴ、ドミノ、スティッピー、折り紙、あやとり、お手玉、けん玉等の環境を整備している。5歳児は、戸外遊びとしては固定遊具、竹馬、やっこ、縄跳び、大縄跳び、フラフープ等による活動があり、室内ではお手玉、あやとり、コマ、跳び箱、廃材遊び、にじみ絵、スクラッチ等がある。各クラスとも居室でも戸外でも、それぞれに好きな遊びが展開され、一人で遊ぶ姿や各グループに分かれて遊んでいる姿が見られる。各クラスでザリガニやクワガタ等が飼育され、小動物に興味を持てるよう配慮されている。11月後半からは季節の移り変わりを感じるねらいが設定され、松ぽっくりやドングリ等、季節が感じられる環境に配慮している。生活や遊びの場面で子どもの気持ちを受け止め、子どもの表現で伝えられるよう保育教諭は発達に応じた援助を行っている。食育として園庭の一角のプランター等に大根やニンジン、ジャガイモ等が一人ひとりの名前を付して植えられている。5歳児では一人の子のお店屋さんごっこからクラス全員による活動に展開したことがある。ドッジボールのグループを自分たちで決めて協同で活動する意義を理解した活動の展開等を保育教諭は援助している。

関連項目：51

2、管理者は責任を明確にし、リーダーシップを発揮している。

園長は自らの役割と責任について、年度当初の職員会議で方針と取組を明確にし、入園のしおりにはこども園の運営についても掲載している。自らの役割と責任を含む園務分掌を作成し、会議等で職員に役割と責任について表明して周知している。平常時のみならず、有事における園長の役割と責任について、園長に事故あるときは教頭が代行することが運営規程で定められている。遵守すべき法令等を正しく理解するための取組について、園長は市の規程にもとづいて、物品や教材等の購入に関しては一業者に偏ることがないよう利害関係者との適正な関係に配慮している。市の新任主幹級研修や園長研修等を受講し、法令遵守や経営に関する勉強会に参加している。労基法等遵守すべき法令等を把握し、非正規雇用の待遇改善について配慮し、個人情報保護（プライバシー保護）等について、全職員に説明して周知を図っている。

関連項目：10, 12

3、利用者満足の上昇に努めている。

職員は日々の教育・保育の中で子どもの遊びの様子を観察し、帰りの会で楽しかった事などを聞き、子どもの満足を把握するように努めている。保護者からの意見・要望等は、個別面談やクラス懇談会で把握に努め、毎年、学校評価に伴う保護者アンケートやこども園PTA役員会アンケートが実施されている。PTA総会に園長と教頭が参加し、利用者満足の把握の機会としている。保護者アンケートから「ピロティータ井の水漏れを直して欲しい」との声があり、建物を管理する小学校や教育委員会と調整してこどもみらい部に修繕を申請している。PTA役員会アンケートでは「不審者侵入が心配」との声があり、防犯対策の具体的な改善について主管課に申し入れするなどの取組を行っている。

関連項目：33

◇改善を求められる点

1、認定こども園における中・長期計画の策定、及び中・長期計画をふまえた単年度計画の作成が望まれる。

市全体の中・長期計画は、那覇市子ども・子育て支援事業計画と那覇地区管内教育推進アクションプランが策定されている。那覇市子育て支援事業は、那覇市の児童福祉の推進のため、待機児童の改善等、具体的な内容になっている。計画は5年間の見込みと目標値が明記され、中間見直しを行い、実施状況の評価が行える内容となっている。

認定こども園として、設備や備品等の整備、職員体制等の具体的な中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定し、策定後は中・長期計画をふまえた単年度計画の作成が望まれる。

関連項目：4, 5

2、苦情解決の仕組みの保護者への周知、及びマニュアル等の追記、見直しが望まれる。

苦情解決の仕組みとして「クレーム対応マニュアル」が作成され、保護者相談受付票が整備されている。苦情解決責任者を園長、苦情受付担当者を教頭とし、第三者委員を2名選任して苦情解決の体制が整備されている。沖縄県福祉サービス適正化委員会のポスターとこども園の苦情受付窓口を掲示し、意見箱も設置されている。保護者には、入園説明会で苦情受付窓口について説明している。保護者アンケートでは「意見や要望」の記入欄を設け、「天井の水漏れ」等、環境整備への声が把握されている。

第三者評価受審時の保護者アンケートの「不満や要望を職員以外の人にも相談できることの説明がありましたか」の問いに、22%の保護者が「いいえ」と回答しており、第三者委員についての更なる周知が望まれる。重要事項説明書への保護者が相談できる苦情相談窓口や第三者委員、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の連絡先の追記、及びマニュアルは、口頭での相談等も含めた相談・意見の受付や記録方法並びに報告の手順、対応策の検討等について追記し見直すとともに、口頭での相談・意見についても報告書の作成が望まれる。

関連項目：34, 35, 36

3、地域における子育て家庭の保護者等に対する支援が望まれる。

入所児童の家庭への支援については、入園時の説明会や家庭訪問、クラス懇談会やPTA総会、保育参観や個人面談等の行事を保護者の理解を得る機会とし、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援している。日々の送迎時や個別面談、クラス懇談会等は、保護者との信頼関係を築く機会としても位置づけている。「入園のしおり」には「家庭からこども園への相談対応」についても記載し、入園時の説明会で説明されている。相談内容によっては市の子育て支援室と連携し、発達支援センターや放課後児童デイサービスの利用に繋げる等の対応をしている。

地域における子育て家庭の保護者等への子育て支援として、園庭開放等に取り組んでいるが、認定こども園は、地域の子育て中の保護者への支援や地域における関係機関との連携についても展開していくことが求められており、更なる取り組みが望まれる。

関連項目：63, 64

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

本園は、公立幼稚園からこども園へ移行し3年目となり、今回初めて第三者評価を受けました。自己評価をするにあたって、公立として市の経営・運営を受け、園としてどう整備し取り組むのか、通常使う文言とは違う表現の項目等もあり、とらえ難い項目もありましたが、丁寧にご説明ご助言いただき、整理することができました。市や他園との連携を取りながら、園としての計画・実施をしていきたいと思っております。

又、今回の第三者評価を受ける中で、職員や保護者に口頭で説明・周知していたことも、マニュアルや計画書を整備し、きちんと文書で周知・説明、実施後の記録、反省評価・見直しをして次の計画へ繋げていくよう取り組む事を確認できました。管理運営面においても教育・保育の実践と同様PDCAサイクルを生かして取り組んでいきたいと思っております。

子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している点について高く評価して頂いた事に感謝申し上げます。職員一同励みになり、今後も心豊かなこどもたちの育成を目指して、教育・保育の実践に取り組んで参ります。

課題として提示していただいた点の改善、評価していただいた点のより一層の向上を含め、園運営、教育・保育に携わるものとして今後も質の向上ができるよう、全職員で努めていきたいと思っております。細やかな評価とご指導に感謝申し上げます。ありがとうございました。

⑤各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価 認定こども園版 評価結果

項 目		評価結果		
職員の 集計結果				
I 教育・保育の基本方針と組織				
I-1 理念・基本方針				
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている				
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	
判断基準	a	法人(認定こども園)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	35.3%	
	b	法人(認定こども園)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	58.8%	
	c	法人(認定こども園)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	0.0%	
	n		5.9%	
着眼点	○	1	理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	76.5%
	○	2	理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	94.1%
	○	3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	70.6%
	○	4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	47.1%
	○	5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	64.7%
	○	6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	41.2%
	○	7	理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	70.6%
コメント		<p>理念、基本方針の明文化と周知については、理念、基本方針として教育・保育目標と教育・保育方針が定められ、入園のしおりや教育保育計画等に記載され、職員・保護者への周知が図られている。教育・保育目標は、「自ら学び、豊かな心で、たくましく生活できる子」を目指しており、認定こども園の目指す方向性を読み取ることができる。教育・保育方針は、「一人ひとりの子どものよさを見出し伸ばし、こどもの自主性を尊重し、温かい人間関係を通して個性の尊重をはかる」と、職員の行動規範となるような内容になっている。教育・保育目標や方針は、職員研修や内部研修等で職員に周知され、入園説明会ではパワーポイントを活用してわかりやすく説明する工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。教育・保育目標や方針をホームページや園だよりに掲載し、園内に掲示するとともに、保護者会総会で園長が説明する等、継続的な取組を行っている。</p>		

項 目			評価結果
I-2 経営状況の把握			
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	5.9%
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	29.4%
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	0.0%
	n		64.7%
着眼点	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	17.6%
	○ 2	地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。	23.5%
	○ 3	子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	29.4%
	4	定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	29.4%
コメント		事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析について、園長は、那覇地区こども園会会長として那覇市こども政策審議会に参加し、那覇市子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。地域の児童数や校区外からの転入、近隣保育園の利用数等を把握し、次年度のクラス経営の方向性を分析している。 社会福祉事業全体の動向把握と定期的な教育・保育のコスト分析が望まれる。	
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	17.6%
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	23.5%
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	5.9%
	n		52.9%
着眼点	○ 1	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	35.3%
	○ 2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	23.5%
	○ 3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	41.2%
	○ 4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	29.4%
コメント		経営課題を明確にした具体的な取組については、支援を要する児童の増加に対し、午後の特別支援教育ヘルパーの配置が課題となっている。特別支援教育ヘルパー増員の必要性については、教頭と情報共有し、園内支援委員会等で検討している。特別支援教育ヘルパーの派遣については、こども教育・保育課に要請し、増員が決定している。	

項 目			評価結果
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	17.6%
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。	17.6%
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	5.9%
	n		58.8%
着眼点	○	1 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	23.5%
	○	2 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	23.5%
	○	3 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	17.6%
	○	4 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	29.4%
コメント		<p>中・長期的なビジョンを明確にした計画策定について、市全体の中・長期計画は、那覇市子ども・子育て支援事業計画と那覇地区管内教育推進アクションプランが策定されている。那覇市子育て支援事業は、那覇市の児童福祉推進のための待機児童の改善等、具体的な内容になっている。計画には5年間の見込みと目標値が明記され、実施状況の評価が行える内容となっていて、中間見直しを行っている。</p> <p>認定こども園として、設備や備品の整備、職員体制等の中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画の策定が望まれる。</p>	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	11.8%
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	29.4%
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	5.9%
	n		52.9%
着眼点		1 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	17.6%
		2 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	41.2%
	○	3 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	29.4%
		4 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	17.6%
コメント		園の中・長期計画を踏まえた単年度計画の策定が望まれる。	

項 目			評価結果	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。				
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	23.5%	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	23.5%	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	5.9%	
	n		47.1%	
着眼点	○	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	35.3%
	○	2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	41.2%
	○	3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	35.3%
	○	4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	41.2%
	○	5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	41.2%
コメント		事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直し、職員の理解について、単年度事業計画としての教育保育計画が、職員会議等で職員参画のもとで策定されている。園行事は、実施後に反省会を行って実施状況が把握されている。学校評価等は、教育保育計画の中で、職員の自己評価が7月と1月、保護者アンケートを12月、学校関係者評価は6月と1月に実施すること及びそれぞれの公表の時期が定められている。保護者から「園の天井の水漏れを早く修繕してほしい」との要望があり、建物を管轄する小学校と調整している。教育・保育計画は担任と保育教諭に配布し、ヘルパー職員には説明して理解を促している。		
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b	
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	11.8%	
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない	23.5%	
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	17.6%	
	n		47.1%	
着眼点	○	1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	41.2%
	○	2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	41.2%
		3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	11.8%
	○	4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	29.4%
コメント		事業計画の保護者等への周知については、事業計画の主な内容を含む年間行事予定表が入園説明会等で保護者に説明されている。保護者会や学級懇談会等の園長あいさつで、今年度の園の取組について説明している。毎月の園だよりに行事計画や教育保育のねらい等を記載し、保護者の参加を促すための事前情報の提供に努めている。 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成し、保護者等が理解しやすいような工夫が望まれる。		

項 目			評価結果
I-4 教育・保育の質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	17.6%
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	64.7%
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	0.0%
	n		17.6%
着眼点	○ 1	組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。	47.1%
	○ 2	教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	58.8%
	○ 3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	47.1%
	○ 4	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	23.5%
コメント		教育・保育の質の向上に向けた組織的な取組については、学校評価（教職員による自己評価と保護者アンケート、学校関係者評価）を毎年実施している。学校評価の実施と評価結果の集計・分析、考察、課題の改善策の検討、評価結果の公表について、時期を定めて行う体制が整備されている。定められた評価基準にもとづいて年1回以上、自己評価を行い、責任者は園長で、集計はクラス担任や教頭が担当し、分析・考察と課題に対する改善方針や改善策は園長と教頭が検討している。検討結果は職員会議で共有し、園内に掲示するとともに保護者等に配布している。	
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	41.2%
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	35.3%
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしていない。	11.8%
	n		11.8%
着眼点	○ 1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	58.8%
	○ 2	職員間で課題の共有化が図られている。	70.6%
	○ 3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	52.9%
	○ 4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	58.8%
	○ 5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	41.2%
コメント		評価結果にもとづく認定こども園の課題として、①進んで挨拶をする②生活リズムの確立③家庭との連携④シフトにおける職員体制の在り方が文書化されている。課題についての改善方針や改善策が園長と教頭で検討され、職員会議で共有されている。課題③家庭との連携では、保護者からの情報発信の要望を受け、改善方針や改善策として保護者に子どもの園での生活の様子や教育・保育等、子どもの育ちを伝えるために日常の情報交換や毎月の園だより等の発行、掲示物やホームページを活用して発信している。家庭との連携を「全体的な計画」にも位置付けて実践している。改善策や改善の実施状況の評価を行うとともに、必要に応じて改善計画の見直しが望まれる。	

項 目			評価結果
Ⅱ 組織の運営管理			
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ			
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	64.7%
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	17.6%
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	0.0%
	n		17.6%
着眼点	○	1 施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	64.7%
	○	2 施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。	52.9%
	○	3 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	64.7%
	○	4 平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	47.1%
コメント		園長の役割と責任の職員への表明と理解を図る取組について、園長は自らの役割と責任について、方針と取組を明確にして年度当初の職員会議で表明している。入園のしおりにはこども園の運営についても掲載している。自らの役割と責任を含む園務分掌を作成し、会議等で職員に表明し周知している。平常時のみならず、有事における園長の役割と責任について、園長に事故あるときは教頭が代行することが運営規程で定められている。	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	52.9%
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	35.3%
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	0.0%
	n		11.8%
着眼点	○	1 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	58.8%
	○	2 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	64.7%
	○	3 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	76.5%
	○	4 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	70.6%
コメント		遵守すべき法令等を正しく理解するための取組について、園長は那覇市の規程にもとづいて、物品購入に際しては登録業者と契約を行っている。教材購入に関しては一業者に偏ることがないように配慮するなど利害関係者との適正な関係を保持している。那覇市の新任主幹級研修や園長研修会等を受講し、法令遵守や経営に関する勉強会に参加している。労基法等遵守すべき法令等を把握し、非正規雇用の待遇改善に配慮している。プライバシー保護や個人情報保護について、全職員に説明して周知を図っている。	

項 目			評価結果
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	① 教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。		a
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	64.7%
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	35.3%
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○	1 施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	64.7%
	○	2 施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	82.4%
	○	3 施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	82.4%
	○	4 施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	76.5%
	○	5 施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	76.5%
コメント		教育・保育の質の向上に関する取組への指導力の発揮について、学校評価（教職員による自己評価と保護者アンケート、学校関係者評価）を毎年実施している。学校評価の評価結果を集計・分析し、課題を把握して改善策を検討し、評価結果は公表されている。学校評価として職員は定められた評価基準にもとづいて自己評価を年2回実施し、改善策として「基本的生活リズムの育成」や「人との関わりを深める保育実践、学級経営の充実」「保護者への伝達の充実」「情報伝達方法（会議や日誌）の活用」など具体的に明示して取り組んでいる。集計をクラス担任や教頭が担当し、分析・考察と課題等の検討は教頭と園長も自ら参加し指導力を発揮している。園内研修の「日常の保育における集団の中での育ちあいについて」はクラス単位で話し合いができる場を設定している。こども園特別支援教育研修会に全職員を参加させる等、職員の教育・研修の充実を図っている。	
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	47.1%
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	35.3%
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	5.9%
	n		11.8%
着眼点	○	1 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	64.7%
	○	2 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	82.4%
	○	3 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	58.8%
	○	4 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	41.2%
コメント		経営の改善や業務の実効性を高める取組への指導力の発揮について、園長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて労務の分析を行い、午後の保育児童数の増加に対しては午前・午後の職員配置を見直している。シフト表作成にあたり職員の休暇希望を事前に把握して配慮する等、働きやすい環境づくりに取り組んでいる。市として担任2人制度を導入し、週休年休代替保育教諭や休憩対応保育教諭等を配置するなど、業務の実効性を高めている。 備品や修繕等の財務についての分析にも期待したい。	

項 目			評価結果	
Ⅱ-2 人材の確保・育成				
Ⅱ-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	23.5%	
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	35.3%	
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	11.8%	
	n		29.4%	
着眼点	○	1	必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。	41.2%
	○	2	教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。	35.3%
	○	3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	29.4%
	○	4	法人(認定こども園)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。	23.5%
コメント		<p>必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画の確立と取組について、人員体制に関する基本的な考え方は那覇市の人事規程で定められ、那覇市の職員採用計画にもとづいて採用試験を実施し、人材の確保が図られている。非正規職員は会計年度職員就労要綱やヘルパーの就労要綱等にもとづいて、保育教諭クラス担任や園務補助員、ヘルパー等が採用され、必要な人材が確保されている。特別支援教育ヘルパーの採用については、市民広報誌「『なは』市民の友」やハローワークで募集するとともに、知人や友人等への呼びかけ等を行っている。保育補助員の養成も主管課で実施されている。</p>		
15	②	総合的な人事管理が行われている。	b	
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	11.8%	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	29.4%	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	17.6%	
	n		41.2%	
着眼点	○	1	法人(認定こども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	41.2%
	○	2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	52.9%
	○	3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	23.5%
		4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	17.6%
		5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	23.5%
	○	6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。	23.5%
コメント		<p>総合的な人事管理として、理念や基本方針にもとづき「期待する職員像」を明示している。人事基準が明確にされ、職員採用は市の職員採用試験で公募されることが定められており、昇進・昇格は所属長からの推薦を条件とするなどが職員に周知されている。市の人事評価制度により園長面談を行い、職員の自己評価における目標達成状況を評価している。</p> <p>今年度から、会計年度任用職員就労要綱にもとづいて非正規職員のキャリアアップが図られているが、なお一層、職員が自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりが望まれる。</p> <p>公立については、着眼点4と5は対象外とする。</p>		

項 目			評価結果	
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。				
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	52.9%	
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	41.2%	
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	0.0%	
	n		5.9%	
着眼点	○	1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	64.7%
	○	2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	88.2%
	○	3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	82.4%
	○	4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	41.2%
	○	5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	47.1%
	○	6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	52.9%
	○	7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	35.3%
	○	8	人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	47.1%
コメント		<p>職員の就業状況や意向の把握と働きやすい職場づくりについては、労務管理に関する責任者は園長で、職員の出退勤は静脈認証で把握されている。職員の有給休暇の取得状況や時間外労働等のデータは、パソコンで管理して園長や教頭が把握している。年1回、ストレスチェックや市保健師による巡回相談があり、園長が個別面談を実施して職員の悩みや相談に対応している。福利厚生としては公立学校共済組合に加入し、退職金制度や年1回の健康診断とインフルエンザ予防接種の補助等があり、今年度からクラス副担任のフルタイム任用職員3名も共済組合に加入している。ワーク・ライフ・バランスに配慮し、年次有給休暇取得の声かけをし、介護・育児休暇等の取得が補償され、シフト表は職員の家庭の事情を考慮して園長が作成している。全クラス二人担任制を実施し、週休年休代替保育教諭や休憩対応保育教諭を配置するとともに特別支援教育担当教諭や特別支援ヘルパーを配置している。特別支援を要する子どもの増加に伴い、特別支援ヘルパーの増員を主管課に要請している。クラス担任や週休年休代替保育教諭、休憩対応保育教諭が保育教諭の有資格者で、幼稚園教諭の免許更新時は、職専免で研修に参加させている。</p> <p>今年度から、非正規職員に会計年度任用職員制度が導入され、給与が月給制となり賞与も支給されているが、フルタイム任用職員以外の非正規職員に対しても処遇改善を期待したい。</p>		

項 目			評価結果
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	11.8%
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	41.2%
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	23.5%
	n		23.5%
着眼点	○	1 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	29.4%
	○	2 個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	29.4%
	○	3 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	29.4%
	○	4 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	88.2%
	○	5 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	29.4%
コメント		職員一人ひとりの育成に向けた取組として、教育・保育計画で期待する職員像を明確にし、市の人事評価制度で目標管理のための仕組みが構築されている。園長は、年度初めに職員（正規）と面談しコミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標設定に助言をしている。職員の目標は目標項目や目標水準、目標期限が明確に設定されている。正規職員については、中間面談として、進捗状況の確認を行い、設定した目標の達成状況については年度末に面談して評価している。非正規職員についても、今年度から正規職員と同様な人事評価が実施されている。	
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	17.6%
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	58.8%
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	5.9%
	n		17.6%
着眼点	○	1 認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	35.3%
		2 現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	29.4%
	○	3 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	58.8%
	○	4 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	47.1%
	○	5 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	35.3%
コメント		職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施については、認定こども園が目指す教育・保育を実施するため、教育保育計画の中に期待する職員像として「子どもと共に遊びや生活の流れをつくり、子どもに寄り添い、モデルとなり、研鑽に努める保育教諭」を明示している。園内研修計画として年間10項目が設定され、さらに「障がいのある幼児などの状態に応じた指導を行うための体制について」の研究計画が策定されている。園内研修として、クラス担任ごとに保育参観を実施し、子どもとの関わりや学級経営の仕方を学ぶ機会が設けられている。研修計画は年度末に評価と見直しを行い、定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。 運営主体である市は、保育士と幼稚園教諭の資格取得者をこども園職員の採用基準としているが、基本方針や計画の中に、職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示することが望まれる。	

項 目			評価結果
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	29.4%
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	52.9%
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	17.6%
	n		0.0%
着眼点	○	1 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	47.1%
	○	2 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	35.3%
	○	3 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	52.9%
	○	4 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	58.8%
	○	5 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	76.5%
コメント		職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保について、職員の資格取得状況は毎年の指導監査資料作成時に確認されている。初任者研修や2年目、3年目研修が市主催で実施され、園では新人とベテランを組み合わせ連絡ノートを活用したOJTが適切に行われている。園長・教頭や保育教諭、主任研修等の階層別や職種別の研修、食育等のテーマ別研修が実施されている。園長は、サマースクールや県外研修等の外部研修に関する情報を職員に提供して参加を推奨している。全職員が偏りなく研修に参加できるようシフト調整を工夫して配慮している。	
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	11.8%
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	29.4%
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	0.0%
	n		58.8%
着眼点		1 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	29.4%
	○	2 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	23.5%
	○	3 専門職種の特徴に配慮したプログラムを用意している。	29.4%
	○	4 指導者に対する研修を実施している。	11.8%
	○	5 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	47.1%
コメント		実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についての体制整備と取組については、「実習生受け入れマニュアル」を作成している。新型コロナウイルス感染症予防に向けて、市から「こども園等における各種実習ガイドライン」が配布されている。幼稚園教諭実習生受け入れ時の実習内容として見学と観察、実習、部分実習、参加実習、責任実習等の予定表が準備されている。実習生受け入れに際しては、実習の統括は園長で実習指導を各クラス担任とし、園長による実習指導担当者への事前研修を行っている。保護者には園だよりや掲示により周知している。学校担当者とは、実習内容についての事前調整や実習期間中の訪問があり連携が取られている。 実習生受け入れマニュアルに実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修育成に関する基本姿勢の明記、及び子どもや保護者、職員への事前説明についても追記することが望まれる。	

項 目			評価結果	
II-3 運営の透明性の確保				
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。				
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	
判断基準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	11.8%	
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	41.2%	
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	5.9%	
	n		41.2%	
着眼点	○	1	ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	58.8%
	○	2	認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	47.1%
		3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	47.1%
	○	4	法人(認定こども園)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(認定こども園)の存在意義や役割を明確にするように努めている。	47.1%
		5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	5.9%
コメント		<p>運営の透明性を確保するための情報公開については、ホームページ等で認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容等が公開されている。苦情・相談の体制については、事務所入り口にポスターが掲示され意見箱が設置されている。理念や基本方針、こども園の教育・保育計画等の資料を作成し、学校評議員会で説明している。</p> <p>苦情・相談の記録と内容にもとづく改善・対応状況や結果の公表、及び地域へ向けて活動等を説明した印刷物や広報誌等の配布が望まれる。</p>		
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	35.3%	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	29.4%	
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	0.0%	
	n		35.3%	
着眼点	○	1	認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	70.6%
	○	2	認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	76.5%
		3	認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	17.6%
		4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	23.5%
コメント		<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組については、那覇市の文書取扱規程や契約規程等にもとづいて実施され、園務分掌で園長の役割が明記され職員等に周知されている。那覇市の特定教育・保育施設等確認監査（実地指導）が年1回実施されている。さらに、社会福祉法人・施設指導監査が実施され、指摘事項にもとづいて、経営改善が実施されている。那覇市は中核市として外部監査が導入されている。</p> <p>公立のため着眼点3と4は対象外とする。</p>		

項 目			評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献			
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	35.3%
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	23.5%
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	11.8%
	n		29.4%
着眼点	○	1 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	41.2%
	○	2 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	52.9%
	○	3 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	41.2%
	○	4 認定こども園や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	41.2%
	○	5 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	52.9%
コメント		<p>子どもと地域との交流を広げるための取組については、地域との関わり方の基本的な考え方が「園経営方針」や「こども園像」等に明示されている。事務所前には学童のパンフレットやサッカークラブの募集用紙があり、こどもみらい課の広報紙や虐待防止のポスター等が掲示され、小祿児童館だよりが配布されている。子どもたちは散歩時に地域の保育園に立ち寄り、人形劇を観覧し、公民館で開催される小祿ふれあいまつりの舞台発表には職員と共に子どもたちも歌や踊りで参加して地域の人々と交流している。地域の保育園児や未就園の親子に園庭を開放して遊具の利用を提供している。子どもや保護者のニーズに応じて、市の発達支援センターや市子育て世代包括支援センター等の社会資源を紹介し、利用を推奨している。例年は、絵本の読み聞かせや方言指導で地域のボランティアの訪問を受け、子どもたちと交流しているが、今年度はコロナ禍で中止となっている。</p> <p>認定こども園や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設ける等、さらなる取組に期待したい。</p>	
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	11.8%
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	29.4%
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	23.5%
	n		35.3%
着眼点	○	1 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	11.8%
		2 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	17.6%
	○	3 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	0.0%
	○	4 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	29.4%
	○	5 学校教育への協力を行っている。	64.7%
コメント		<p>ボランティア受入れに対する基本姿勢は、「保育ボランティア・職場体験マニュアル」に明示され、受け入れの体制を確立している。毎週火曜日に訪問する地域のボランティア「ゆいまーる」による絵本の読み聞かせは、平成5年から27年も継続して活動が展開されている。毎月1回、方言を伝える「うちなーぐちで遊ぼう」の講師を受け入れ、子どもたちと交流している。毎年、中学生の職場体験学習を受け入れ、学校教育に協力している。今年度はコロナ禍によりボランティア及び職場体験学習の受け入れを中止している。ボランティアの心得として「約束や秘密を守ること」がマニュアルに明示され、オリエンテーションでマニュアルを用いて説明されている。</p> <p>ボランティア及び職場体験の受け入れについて、守秘義務等の誓約書の提出や地域の学校教育等への協力についての基本姿勢をマニュアルに追記することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果	
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	23.5%	
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	47.1%	
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	5.9%	
	n		23.5%	
着眼点	○	1	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	29.4%
	○	2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	70.6%
	○	3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	47.1%
	○	4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	52.9%
		5	地域に適当な関係機関・団体がいない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	29.4%
	○	6	家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	76.5%
コメント		<p>認定こども園として必要な社会資源の明確化と関係機関との連携については、地域の小学校や児童館、病院や発達支援センター、市の子育て支援室等の電話一覧表を職員室に掲示し職員間で共有している。小学校の5役会議には園長が参加し、毎週火曜日の職員集会と月1回の職員会議には教頭が参加している。「保こ小連絡協議会」には教頭が出席して支援が必要な家庭の課題等を共有している。発達の課題や支援を要する子どもについては、定期的にこども教育保育課より派遣される巡回相談や園内支援委員会会議を開催し、子どもの情報を共有している。家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもについては、市の子育て支援室に相談し、児童相談所や要保護児童対策地域協議会等、関係機関との連携が図られている。</p> <p>着眼点5は、地域に適当な関係機関があり、非該当とする。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の教育・保育向上のための取組を行っている。				
26	①	地域の教育・保育のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b	
判断基準	a	地域の具体的な教育・保育のニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	5.9%	
	b	地域の具体的な教育・保育のニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	41.2%	
	c	地域の具体的な教育・保育のニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	11.8%	
	n		41.2%	
着眼点	○	1	認定こども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の教育・保育のニーズや生活課題等の把握に努めている。	23.5%
コメント		<p>地域の教育・保育のニーズ、生活課題等を把握するための取組としては、園長が毎週小学校の5役会議に出席し、市の教育・保育園長連絡協議会に年3回参加している。警察や民生委員、交通安全指導員や小学校の三役等で構成する「せせらぎ会」に参加して地域の情報を得ている。定期的に「保こ小連絡協議会」に教頭が参加し、今年度は小学校や地域の保育園と連携して教育・保育の質の向上に向けて同年代の子どもとの交流や教諭の保育参観等を計画していたが、コロナ禍により未実施となっている。地域の保育園児や未就園の親子に園庭を開放し遊具の利用を支援しているが、十分な活用には至らず課題となっている。</p> <p>地域の教育・保育ニーズや生活課題の把握に向けて、尚一層の取組が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
27	②	地域の教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
判断基準	a	把握した地域の具体的な教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	11.8%
	b	把握した地域の具体的な教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	29.4%
	c	把握した地域の具体的な教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	11.8%
	n		47.1%
着眼点	1	把握した教育・保育ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	0.0%
	2	把握した教育・保育ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	11.8%
	○ 3	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	17.6%
	4	認定こども園(法人)が有する教育・保育の提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	0.0%
	○ 5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	11.8%
コメント		<p>地域の教育・保育ニーズにもとづく公益的な事業・活動については、地域の活性化やまちづくりへの取組として、小祿ふれあい祭りの舞台発表に保育教諭や子どもたちが歌や踊りで参加した。本園は地域の社会資源として災害発生時は福祉避難所として指定されており、避難支援班の設置等、こども園の防災組織体制が整備されている。</p> <p>把握した地域の教育・保育ニーズにもとづき、認定こども園が有する教育・保育の提供に関するノウハウや専門的な情報を地域に還元する取組として、公的資金による社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動の実施が望まれる。</p>	

項 目			評価結果	
Ⅲ 適切な教育・保育の実施				
Ⅲ-1 利用者本位の教育・保育				
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
28	①	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	29.4%	
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	58.8%	
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。	0.0%	
	n		11.8%	
着眼点	○	1	理念や基本方針に、子どもを尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	70.6%
	○	2	子どもを尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	29.4%
	○	3	子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。	70.6%
	○	4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	41.2%
		5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	47.1%
	○	6	子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。	88.2%
	○	7	性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。	64.7%
	○	8	子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	17.6%
コメント		<p>子どもを尊重した教育・保育の共通の理解をもつための取組について、子どもを尊重する姿勢は「一人ひとりのこどもの良さを見出しその可能性を最大限に伸ばす」ことを基本方針として明示し、職員の理解と実践のための倫理綱領が策定されている。子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育年間指導計画や週案等に反映されている。子どもの尊重や基本的人権への配慮については、虐待防止研修の内容の読み合わせをして周知している。子どもが互いに尊重する心を育てるため、子どもたち同士が気持ちを伝えあい、互いを認め合えるよう、仲介や代弁をしている。男女とも名前は「さん」づけで呼び、小便器の使用は本人に任せる等、性差への先入観による固定的な対応をしないよう配慮している。子どもたちには異なる言語へのひやかしを注意し、職員にはいろいろな国があることを保育に取り入れるよう指導し、保護者にはスマホの通訳機能を活用するなど丁寧な説明を行っている。</p> <p>子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い必要な対応を図ることが望まれる。</p>		

項 目			評価結果
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	b
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	35.3%
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	29.4%
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	23.5%
	n		11.8%
着眼点	○ 1	子どものプライバシー保護について、教育・保育に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	35.3%
	○ 2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。	41.2%
	○ 3	一人ひとりの子どもにとって、教育・保育の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	88.2%
	○ 4	子どもや保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	70.6%
コメント		<p>子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育については、着脱や排泄、シャワー時等の子どものプライバシー保護についてのマニュアルを整備して職員に周知している。大人の視界や子どもの視界、メディアの注意、漏洩への配慮等について、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。着替え時はカーテンを閉めて壁を向いて着替える、友だちの身体は見えない等が指導されている。教室の窓にはカーテンが設置され、着替え時などの子どものプライバシーを守るよう工夫されている。</p> <p>男子小便器の仕切りの検討や男女別のトイレの設置等についての検討が望まれる。</p>	
Ⅲ-1-(2) 教育・保育の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	41.2%
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	52.9%
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	0.0%
	n		5.9%
着眼点	○ 1	理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	35.3%
	○ 2	認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	64.7%
	○ 3	認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	82.4%
	○ 4	見学等の希望に対応している。	88.2%
	○ 5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	47.1%
コメント		<p>利用希望者への認定こども園選択に必要な情報の提供については、市や園のホームページやパンフレット（こども園要覧）で紹介するとともに市の担当部署に入所申込みの案内等の冊子が設置されている。パンフレットには「教育・保育目標」や「めざす幼児像」、職員構成や日課、園行事等が記載され、イラストや写真等を使用して分かり易く工夫されている。利用希望者には園長や教頭が対応し、パンフレットを用いて説明し、見学希望者には園内を案内しながら質問等にも個別に対応している。パンフレットはその年度の予定や実態に合わせて毎年見直している。</p>	

項 目			評価結果	
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	
判断基準	a	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	52.9%	
	b	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	41.2%	
	c	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	0.0%	
	n		5.9%	
着眼点	○	1	教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	82.4%
	○	2	教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	82.4%
	○	3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	82.4%
	○	4	教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	64.7%
		5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	35.3%
コメント		<p>教育・保育の開始・変更時の説明については、入園時の説明会で入園のしおりと重要事項説明書（市立小祿南こども園の確認事項）を配布し、パワーポイントを使用して保護者に説明し同意書を得ている。中途入園の保護者には、その都度個別に対応している。年度途中で認定変更があった場合には、こどもみらい部で説明して同意を得ている。入園のしおりは、こども園の生活や登園方法、持ち物の準備等をイラストや表を使って、保護者が分かりやすいよう工夫されている。外国籍の保護者には、日本語の分かる保護者の友人による通訳や英語対応が可能な市職員の派遣等を検討するとともに、スマホの通訳機能を活用して対応している。特に配慮を要する保護者には、くり返し説明と一緒に記入する等の対応をしている。</p> <p>特に配慮が必要な保護者への説明に関するルール化が望まれる。</p>		
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	35.3%	
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	35.3%	
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	0.0%	
	n		29.4%	
着眼点	○	1	認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	52.9%
	○	2	認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	35.3%
		3	認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	23.5%
コメント		<p>認定こども園等の変更にあたっての教育・保育の継続性に配慮した対応について、転出時は、指導要録と在園証明書、健康診断書の写しを転園先に提供し、申し送りをしている。特別支援の子どもの転出時は、保護者の同意を得て必要に応じて支援状況等の情報を提供し、退園後もクラス担任と連絡できる体制をとっている。卒園にあたっては、小学校に指導要録を提出している。退園後の相談には教頭が担当することを説明している。</p> <p>教育・保育の継続性に配慮し、子どもや保護者等に退園後の相談方法や担当者について説明した内容を文書にして手渡すことが望まれる。</p>		

項 目			評価結果	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。				
33	①	利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	35.3%	
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	35.3%	
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	11.8%	
	n		17.6%	
着眼点	○	1	日々の教育・保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。	76.5%
	○	2	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	64.7%
	○	3	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。	52.9%
	○	4	職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。	52.9%
	○	5	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。	29.4%
	○	6	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	52.9%
コメント		<p>利用者満足の上を目的とする取組については、日々の教育・保育の中で子どもの遊びの様子を観察し、帰りの会で楽しかった事などを聞き、子どもの満足を把握するように努めている。保護者からの意見・要望等は、個別面談やクラス懇談会で把握に努め、毎年、学校評価に伴う保護者アンケートやこども園PTA役員会アンケートが実施されている。PTA総会には、園長と教頭が参加し、利用者満足の把握の機会としている。保護者アンケートから「ピロティー天井の水漏れを直して欲しい」との声があり、建物を管理する小学校や教育委員会と調整してこどもみらい部に修繕を申請している。PTA役員会アンケートでは「不審者侵入が心配」との声があり、防犯対策の具体的な改善について主管課に申し入れをするなど取組を行っている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	23.5%	
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	47.1%	
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。	5.9%	
	n		23.5%	
着眼点	○	1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	47.1%
	○	2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	35.3%
	○	3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	47.1%
		4	苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。	29.4%
		5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	52.9%
		6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	35.3%
		7	苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	52.9%
コメント		<p>苦情解決の仕組みの確立と周知・機能については、苦情解決責任者を園長、苦情受付担当者を教頭とし、第三者委員を2名選任して苦情解決の体制が整備されている。事務所前には、沖縄県福祉サービス適正化委員会のポスターとこども園の苦情受付窓口を掲示し、意見箱も設置されている。保護者には、入園説明会で苦情受付窓口について説明しているが、現在まで意見箱への投函や苦情の事例はなく公表には至っていない。保護者アンケートでは「意見や要望」の記入欄を設け、「天井の水漏れ」等、環境整備への声が把握されている。</p> <p>第三者評価受審時の保護者アンケートの「不満や要望を職員以外の人にも相談できることの説明がありましたか」の問いに、22%の保護者が「いいえ」と回答しており、更なる第三者委員についての周知、及び意見箱の近くに記入用紙の設置が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	11.8%
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	70.6%
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	0.0%
	n		17.6%
着眼点	○	1 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	23.5%
	○	2 保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	29.4%
	○	3 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	52.9%
コメント		<p>保護者が相談や意見を述べやすい環境整備と周知については、事務所前に意見箱を設置し、保護者が相談できる相手として苦情相談窓口や第三者委員の連絡先が記載された沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターが掲示されている。「入園のしおり」には、「話し合いたいこと、相談したいことがあれば気軽にお声かけください」と記載され、保護者に説明するとともに配布されている。入園相談等は職員室で対応し、相談の内容によってはプレイルームでカーテンを閉めて対応する等、プライバシーに配慮している。保護者の相談には園長や教頭が対応し、特別支援教育の必要な子どもの就学相談等にも対応している。</p> <p>重要事項説明書等の保護者に配布する文書に、保護者が相談出来る苦情相談窓口や第三者委員、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の連絡先の追記が望まれる。</p>	
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	29.4%
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	52.9%
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	0.0%
	n		17.6%
着眼点	○	1 職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	88.2%
	○	2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	82.4%
	○	3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	35.3%
	○	4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	70.6%
	○	5 意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	76.5%
		6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	5.9%
コメント		<p>保護者からの相談や意見への対応については、苦情・相談窓口や意見箱を設置し、「クレーム対応マニュアル」には保護者相談受付票が整備されている。職員は、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように、送迎時に保護者とコミュニケーションをとることに努め、毎年、保護者アンケートを実施している。保護者アンケートの「ピロティータ井の雨漏りや不審者の侵入対策が不十分」との意見には、「環境整備を市に申請する」ことを回答している。職員で対応できない相談や意見は、園長や教頭と相談して保護者に伝えるようにしている。</p> <p>マニュアルは、口頭での相談等も含めた相談・意見の受付や記録方法及び報告の手順、対応策の検討等について追記し見直すとともに、口頭での相談・意見についても報告書の作成が望まれる。</p>	

項 目			評価結果	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な教育・保育の提供のための組織的な取組が行われている。				
37	①	安心・安全な教育・保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	29.4%	
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	64.7%	
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	0.0%	
	n		5.9%	
着眼点	○	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	23.5%
	○	2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	70.6%
	○	3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	76.5%
	○	4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	70.6%
		5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	58.8%
	○	6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	47.1%
コメント		<p>安心・安全な教育・保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制の構築については、こども園危機管理マニュアルに、危機管理責任者を園長とし、緊急対応マニュアルとヒヤリ・ハットマニュアル、プール活動・水遊びマニュアル、園外保育時の緊急時マニュアル等が整備され、職員への周知に努めている。安全年間計画が作成され、計画にもとづいて、交通安全指導と不審者対応や避難訓練等が実施されている。事故防止策等の安全確保策の実施状況については、毎月1回、各クラスの担当職員3名で園舎や園庭、遊具の安全点検を実施している。市教育課からの不審者情報や地域で発生した学校遊具での事故、小学生の歩行中の事故等の情報が提供された事例については、週案会議で事例事故等の安全対策について検討し、検討結果について職員間で情報を共有している。昨年度は老朽化した大型固定遊具が撤去され、今年4月は新しいブランコ等が導入されている。</p> <p>職員に対する安全確保や事故防止に関する研修の実施が望まれる。</p>		

項 目			評価結果	
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	35.3%	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	58.8%	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	5.9%	
	n		0.0%	
着眼点	○	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	58.8%
	○	2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	58.8%
		3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	29.4%
	○	4	感染症の予防策が適切に講じられている。	64.7%
	○	5	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	82.4%
		6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	41.2%
	○	7	保護者への情報提供が適切になされている。	76.5%
コメント		<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制整備と取組については、危機管理マニュアルで責任者は園長としている。感染症対策ガイドラインや新型コロナウイルス感染症予防マニュアル、保健計画が作成され、園のしおりに学校感染症に罹った場合の登園基準が示され、入園時に保護者に説明されている。県内での新型コロナウイルス発生後は、主管課から発信される新型コロナウイルス感染症関連情報を、その都度職員会議等で説明し、情報を共有している。登園時の子どもの手指消毒やマスク着用に取り組み、机は前向きで対応し、毎日の施設内の消毒を実施して感染予防に努めている。園内で感染症が発生した場合は、職員室前に感染症名と発生人数を掲示し、多発傾向の場合は文書で保護者に周知している。最近では感染症発生が少ない。</p> <p>感染症の予防や安全確保に関する勉強会等の開催、及び対応マニュアルの定期的な見直しが望まれる。</p>		

項 目			評価結果
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	47.1%
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	52.9%
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○	1 災害時の対応体制が決められている。	76.5%
		2 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。	52.9%
	○	3 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	64.7%
	○	4 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	58.8%
	○	5 防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	82.4%
コメント	<p>災害時における子どもの安全確保のための組織的な取組については、園長が管理権限者で、教頭が防災管理者となっており、火災や地震、津波、洪水、不審者侵入対応マニュアル等が整備されている。安全計画（防災計画）が作成され、災害時の対応策として毎月、火災と地震、津波、不審者を想定した避難訓練を実施している。そのうち2回は小学校と合同で行い、火災想定時の訓練では、第1避難場所の小学校の運動場に避難し、地震や津波発生を想定した訓練では、第2避難所の海軍豪公園まで徒歩で避難している。災害時の保護者への引き渡しマニュアルが作成され、避難時は児童票や引き渡し連絡カードを持ち出し、子どもの安否確認や保護者への連絡ができるように訓練している。家具等の転倒予防対策として園舎内にある観音開きの棚は鍵を付け、引き戸には滑り防止策が施されている。消防用設備の整備点検が1月と7月に実施され、職員による自主点検を毎月行い、今年1月に消火栓パイプを修繕している。備蓄は水や缶詰、クッキー等の食料品が市の給食センターから3日分が用意され、職員室で保管されている。</p> <p>備蓄は、那覇市で定めた7日分の確保と食物アレルギーへの配慮についての検討、並びに災害時においても教育・保育を継続するために必要な対策を含めた防災計画を整備し、地域の自治会と連携する等により訓練を実施することが望まれる。</p>		
Ⅲ-2 教育・保育の質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する教育・保育の標準的な実施方法が確立している。			
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	b
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	35.3%
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育の実施が十分ではない。	52.9%
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	0.0%
	n		11.8%
着眼点	○	1 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	76.5%
	○	2 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	76.5%
	○	3 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	41.2%
		4 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	52.9%
	○	5 標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。	52.9%
コメント	<p>教育・保育についての標準的な実施方法（マニュアル）の文書化と教育・保育の提供については、危機管理マニュアルや虐待対応マニュアル、アレルギー対応マニュアル等、多数整備されている。実習生受け入れマニュアルや新型コロナウイルス感染症予防マニュアル等には、人権尊重やプライバシー保護の視点が明示されている。マニュアルは職員がいつでも閲覧できる職員室に置き、プライバシー保護マニュアルは、各クラスに配置するとともに職員にも配布されている。マニュアルは、職員会議で読み合わせを行なって職員に周知している。行事や活動の実施計画等は、その時々状況に合わせて変更している。</p> <p>標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みの構築が望まれる。</p>		

項 目			評価結果	
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	23.5%	
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	52.9%	
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	0.0%	
	n		23.5%	
着眼点	○	1	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	58.8%
		2	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	64.7%
	○	3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。	70.6%
	○	4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	70.6%
コメント		<p>標準的な実施方法の見直しについては、毎年度末に保護者アンケート結果や行事開催後の反省等を踏まえて職員会議で検討している。今年度は、給食センターの変更に伴い給食マニュアルが見直され、市管轄課より新型コロナウイルス感染症予防マニュアルが追加されている。今年度は、コロナ禍により、保育参観や誕生会等の行事は開催方法を状況にあわせて見直し対応している。苦情・相談対応（クレーム対応）マニュアル等、標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されることが望まれる。見直しにあたっては、その過程が分かるように制定日や改定年月日の記載も望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより教育・保育実施計画が策定されている。				
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b	
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。	11.8%	
	b	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	64.7%	
	c	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。	0.0%	
	n		23.5%	
着眼点	○	1	指導計画策定の責任者を設置している。	52.9%
		2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	29.4%
		3	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	17.6%
		4	全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。	88.2%
	○	5	子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。	64.7%
	○	6	計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	35.3%
	○	7	指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。	58.8%
	○	8	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な教育・保育の提供が行われている。	70.6%
		9	指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。	82.4%
コメント		<p>アセスメントにもとづく指導計画の適切な策定については、年間指導計画や月計画、週・日案が作成され、指導計画の策定の責任者は園長となっている。アセスメント手法は確立していないが、新入園児面接時に公立園共通の児童票を使用し、その裏面で言語や遊び、食事、排せつ、睡眠、着脱、清潔、安全、体質、社会性について確認するとともに、別紙新入園児受付資料により子どもの状態を把握している。特別な配慮を必要とする園児については保護者の同意を得て、こども教育保育課から派遣される心理相談員等の年2回の巡回指導に園長と教頭、担任が参加し、個別の教育支援計画が作成されている。計画は長期目標(こども園修了)と短期目標(学期終業)で設定されている。</p> <p>指導計画の作成にあたっては、アセスメント手法の確立及び計画作成手順の作成、並びに5歳児の指導計画に幼児期の終わりまでに育ってほしい姿や小学校との接続の追加、年間指導計画については全体的な計画を踏まえた作成が望まれる。</p>		

項 目			評価結果	
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	17.6%	
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	58.8%	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	11.8%	
	n		11.8%	
着眼点	○	1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	47.1%
	○	2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	47.1%
	○	3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	17.6%
	○	4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	76.5%
	○	5	評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	88.2%
コメント		定期的な指導計画の評価・見直しについては、指導計画見直しの手順が明文化され、毎週の週案会議で週計画と月計画が評価、見直しされ、次の計画に反映されている。週案は毎週水曜日に園長と教頭、クラス担任と週休年休代替保育教諭の6人で検討し、作成後は全職員に配布するなど、月案や年計画、全体的な計画の見直しの手順を作成して実施している。緊急に変更する場合等に関しては、戸外遊びについて「雨天時はプレイルームで木製ぽっくりで趣向を凝らして楽しむ」等と各クラスの週案に記録されている。		
Ⅲ-2-(3) 教育・保育実施の記録が適切に行われている。				
44	①	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	17.6%	
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	76.5%	
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	0.0%	
	n		5.9%	
着眼点	○	1	子どもの発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。	70.6%
	○	2	個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。	76.5%
	○	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	58.8%
	○	4	認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	47.1%
	○	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。	64.7%
コメント		子どもに関する教育・保育の実施状況の記録と共有について、子どもの発達状況や生活状況等は、市（こども教育保育課）が定めた統一した様式（要録）に記録され、記録内容や書き方に差異が生じないように工夫している。年度末の要録を作成する基礎資料として、補助簿を使用して月ごとに一人ひとりの記録を残している。特別支援児については、週案に特別支援として内容が表示され、一人ひとりの状況が日々記録されている。情報の共有については、子どもに関することはクラスの日誌に記録し、担当は翌日確認している。一般的な情報については、回覧板で周知して同意欄のチェックをしている。週や月計画について情報の共有は、検討会議後に次の計画を印刷し、配布している。クラスの振り返りや次への指導計画について他のクラス間での共有の体制については週案会議や職員会議で行っている。		

項 目			評価結果
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	41.2%
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	58.8%
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○	1 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	88.2%
	○	2 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	64.7%
	○	3 記録管理の責任者が設置されている。	41.2%
	○	4 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	58.8%
	○	5 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	88.2%
	○	6 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	88.2%
コメント		<p>子どもに関する記録の管理体制については、那覇市の個人情報保護規程や文書取扱規程、ファイル基準票や運営規程で、子どもの記録の保管と保存、廃棄、情報の開示に関する事項を定めている。個人情報の不適切な利用や漏洩に対する対策として、児童票の持ち出しを禁止し、児童記録等は鍵付きのキャビネットや金庫で保管されている。記録管理の責任者は園長で、個人情報の取扱いについては職員会議等で説明して注意を喚起している。保健計画で、健康診断時は「児童票等による情報は、個人情報なので守秘義務を厳守すること。」と記載されている。職員は、個人情報が記載された文書の処分は必ずシュレッダーにかけるなど、個人情報保護規程等を理解し遵守している。園長は、入園説明会で保護者に個人情報の取扱いについて説明し、「個人情報・肖像権の取扱いについて」承諾書を得ている。</p> <p>写真等の個人情報のホームページへの掲載について、個人情報保護に関しての検討が望まれる。</p>	
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育			
A-1-(1) 子どもの権利擁護			
46	A①	① 子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	c
判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	41.2%
	b	—	5.9%
	c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	29.4%
	n		23.5%
着眼点	○	1 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	47.1%
	○	2 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。	47.1%
	○	3 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	35.3%
	○	4 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	52.9%
	○	5 職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。	29.4%
コメント		<p>子どもの権利擁護に対する取組の徹底については、虐待対応マニュアルやプライバシー保護マニュアルが整備され、虐待や不適切な関わりを防ぐことの大切さについて職員の理解が図られている。虐待等の早期発見ができるよう、職員間で配慮点を話しあい、気になることがあれば、担任と教頭、園長へ報告・連絡し、職員間で共通理解を持つように取り組んでいる。権利侵害の防止と早期発見のため、子育て支援室や児童相談所等と連携している。虐待対応研修資料の読み合わせを職員会議で行っている。</p> <p>子どもの権利擁護に対する取組を徹底させるための研修の実施が望まれる。</p>	

		項 目	評価結果
A-2 教育・保育内容			
A-2-(1) 全体的な計画（教育課程を含む）の作成			
47	A②	① 認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	b
	判断基準	a 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。	64.7%
		b 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえて指導計画は作成しているが、十分ではない。	35.3%
		c 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。	0.0%
		n	0.0%
	着眼点	○ 1 全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。	88.2%
		○ 2 全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。	82.4%
		○ 3 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。	88.2%
		○ 4 全体的な計画(教育課程を含む)は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。	88.2%
		○ 5 指導計画は、全体的な計画をふまえて作成している。	94.1%
		○ 6 指導計画は、保護者にわかりやすく説明している。	35.3%
		○ 7 全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。	70.6%
		○ 8 全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。	70.6%
	コメント	<p>全体的な計画には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて、教育及び保育方針や園の教育及び保育目標が位置づけられている。全体的な計画は、教育・保育要領上の「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等にもとづいて、養護と教育の各領域や子どもの発達過程、家庭との連携や教育・保育時間、小学校との連携、地域との連携、特別支援教育・保育の他、食育、安全、災害、子育て支援などで作成されている。年度末に自己評価を実施している。全体的な計画の見直しは、2月に園長が使用中の計画を検証し、職員会議で見直し案を提示し、4月に読み合わせをしている。年間指導計画は全体的な計画を踏まえて作成されている。</p> <p>全体的な計画の教育及び保育のねらい並びに内容欄に年齢ごとの領域表示の追加、及び保護者に対する指導計画を周知するための説明が望まれる。</p>	

		項目		評価結果
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開				
48	A③	①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
	判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	52.9%
		b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	41.2%
		c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	5.9%
		n		0.0%
	着眼点	○	1 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	76.5%
		○	2 認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	82.4%
		○	3 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	82.4%
		○	4 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	76.5%
		○	5 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	82.4%
		○	6 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	82.4%
	コメント		<p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境の整備については、室内には温度、湿度計が設置され、エアコンや扇風機で温度を調整し、空気清浄機で室内を清潔に保持できるようになっている。園内外の設備用具については、室内にある遊具は毎日消毒し、施設の清掃等は職員が実施している。安全管理については、毎月3クラスから選任された3人の職員の視点で20以上の項目表を用いて安全チェックを行っている。危険箇所には安全カバーを張るなどの工夫がされている。一人ひとりの落ち着ける場としては、薄手の畳が準備され必要に応じて出して使用している。食事終了後はテーブルを片付け、ふき掃除をした後にくつろぐ場や睡眠の場を確保している。トイレは男女共用で、洋便器が2基で残りは和便器で、ドアが設置されている。男子小便器が入り口側に6基設置されているが仕切りによるプライバシー保護や男女別のトイレの設置についての検討が望まれる。</p>	
49	A④	②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	a
	判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	64.7%
		b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	35.3%
		c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○	1 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。	82.4%
		○	2 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	88.2%
		○	3 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	94.1%
		○	4 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	82.4%
		○	5 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	88.2%
		○	6 せかず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	70.6%
	コメント		<p>一人ひとりの子どもの受容と子どもの状態に応じた保育については、子どもの発達や家庭での過ごし方を含め一人ひとりに合わせた工夫や配慮として、4歳児では、あやとりや折り紙等が出来る子はクラスで紹介している。一人で出来ない子には保育教諭と一緒に寄り添って励まし、同じ物が作りたいという子どもには、上手に出来る子に教えてもらうなどの方法も取り入れながら、子どもの気持ちに添って適切に対応している。5歳児では、「竹馬など繰り返し挑戦してできるようになった達成感を味わっている子」や園庭での泥団子づくりで「水をたしたら上手にできるよ」「泥は気持ちいいね」など子どものことばが記録され、ミニ運動会終了後には「運動会の様子を絵にかいておうちの人に伝えたい」との子ども声のまま絵画活動に繋げている。保育の中で子どもが自分の思いを表現することができており、一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。</p>	

項 目			評価結果	
50	A⑤	③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
判断基準	a		子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	70.6%
	b		子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	29.4%
	c		子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	0.0%
	n			0.0%
着眼点	○	1	一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	82.4%
	○	2	基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	94.1%
	○	3	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	76.5%
	○	4	一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	76.5%
	○	5	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	94.1%
コメント		<p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境整備と援助については、基本的な生活習慣年間指導計画（あいさつ、食事、排せつ、休息、保健衛生、衣服の着脱の項目がある）を作成し、月・週案に基本的な生活習慣の項目を設定している。休息は、日案に14時から15時まで室内遊びやゴロゴロタイムとして設定されている。4歳児では4月の子どもの姿として「身の回りのことができる子もいるが、保育教諭の手助けを必要とする子どももいる」となっているが12月には「ほぼ全員が自分でできる」になっており、週案では「こまめな手洗い、マスクの着用、衣服の調節」が表示されている。お箸の使い方では補助箸使用や握り箸の子が数人おり、一人ひとりの子どもの発達に合わせて、5分間は普通に箸を使うなどの方法を取り入れている。排せつは洋便器しか使わない子がいる。5歳児は、基本的な生活習慣として4月は「所持品の始末の仕方を知り、身につける、手洗いの仕方やその意味を知る、トイレの使い方を知る、元気に挨拶をする」などを掲げ、12月には「手洗いうがいの徹底、衣服の調節、集まり、降園時は座って待つ」等が表示されている。お箸は全員が使用できている。室内での衣服の調節としてジャンパー等の上着をハンガーにかけるなどに取り組み、基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。</p>		

		項 目		評価結果	
51	A⑥	④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a	
		判断基準	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	70.6%
			b	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	29.4%
			c	子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	0.0%
	n			0.0%	
	着眼点	○	1	子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	88.2%
		○	2	子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	82.4%
		○	3	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	94.1%
		○	4	戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。	94.1%
		○	5	生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。	82.4%
		○	6	子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	94.1%
		○	7	子どもが一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。	82.4%
		○	8	子どもが様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。	76.5%
		コメント	<p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育の展開については、外遊びの場が園庭とせせらぎ広場、ピロティーの3か所ある。全3クラスの週案で午前と午後の外遊びの場が位置づけられ、雨天以外は毎日外遊びが計画、実施されている。外での活動には園庭での砂場遊びや泥団子遊び、固定遊具(ブランコ、滑り台、雲梯、鉄棒)遊びも設定されている。4歳児は、外遊びは大縄跳び、縄跳び、フラフープ、ぽっくり、ドッジボール等、遊具を使った遊びの他、鬼ごっこ、かけっこ、恐竜ごっこ、ラジオ体操等がある。室内遊びはアイクリップ、レゴ、ドミノ、スティッピー、折り紙、あやとり、お手玉、けん玉等の環境を整備している。5歳児は、戸外遊びとしては固定遊具、竹馬、やっこ、縄跳び、大縄跳び、フラフープ等による活動があり、室内ではお手玉、あやとり、コマ、跳び箱、廃材遊び、にじみ絵、スクラッチ等がある。各クラスで居室でも戸外でも、それぞれに好きな遊びが展開され、一人で遊ぶ姿や各グループに分かれて遊んでいる姿が見られた。各クラスにザリガニやクワガタ等が飼育され、小動物に興味を持てるよう配慮されている。11月後半からは季節の移り変わりを感じるねらいが設定され、松ぽっくりやドングリ等、季節が感じられる環境に配慮している。生活や遊びの場面で子どもの気持ちを受け止め、子どもの表現で伝えられるよう、保育教諭は発達に応じた援助を行っている。食育として園庭一角のプランター等に大根とニンジン、ジャガイモ等が一人ひとりの名前が付されて植えられている。5歳児では一人の子のお店屋さんごっこからクラス全員による活動に展開したことがある。ドッジボールのグループを自分たちで決めて協同で活動する意義を理解した活動の展開等を保育教諭は援助している。</p>		
	52	A⑦	⑤	乳児期の園児(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
判断基準			a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
			b	適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
			c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
		n			
着眼点		△	1	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
		△	2	0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
		△	3	子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。	
		△	4	0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
		△	5	0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
	△	6	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。		
	コメント	乳児期の園児(0歳児)が在籍していないため、評価対象外。			

		項 目		評価結果			
53	A⑧	⑥	満1歳以上3歳未満の園児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。				
		判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。			
			b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。			
			c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。			
	n						
	着眼点		1	一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。			
			2	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。			
			3	子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。			
			4	子どもの自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。			
			5	保育教諭等が、友だちとの関わりの中を仲立ちをしている。			
			6	様々な年齢の子どもや、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。			
			7	一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。			
	コメント		満1歳以上3歳未満の園児（1・2歳児）が在籍していないため、評価対象外。				
54	A⑨	⑦	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。		a		
		判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している		52.9%	
			b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。		29.4%	
			c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。		0.0%	
	n				17.6%		
	着眼点		1	3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。		5.9%	
			○	2	4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。		82.4%
			○	3	5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。		76.5%
			○	4	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。		58.8%
	コメント		<p>3歳以上児の教育・保育における養護と教育が一体的に展開される環境整備と教育・保育の内容や方法への配慮として、4歳児は、新しい運動遊びにも目標をもって挑戦しようとする気持ちを大切に、体を動かす楽しさを感じてほしいと、ドッジボールを人数やコートや広さを工夫しながら実施している。「初めてのリレーで、ルールを理解し競い合う楽しさを味わっている子もいれば、全く関心を示さない子もいる」との記録がある。「頑張りマンカードでケンケンパーや両足ジャンプは全員クリアした」との記録がある。5歳児は、自分の力を発揮する遊びとして竹馬、やっこ、縄跳び、友達と協力して、大縄跳び、ドッジボールを実施している。室内ではコマ廻しやあやとり、ままごと、レゴなどがある。音楽に合わせて手でリズム打ちを楽しんだ後、カスタネットであわせ、その後子どもたちの発想で「あわてんぼうのサンタクロース」の歌にあわせてカスタネットと鈴、タンバリンと広がり、誕生会でもやりたいとの意見が出ている。ドミノや廃材使いなど友達と遊べる環境を整えて保育教諭等が適切に関わっている。子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等については、送迎時やクラスだより、個人面談等で保護者に伝えている。小学校には、朝会や職員会議等で伝える機会としている。</p> <p>着眼点1番の3歳児の教育・保育に関しては、実施していないため非該当。</p>				

項 目			評価結果
55	A⑩	⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	47.1%
	b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	35.3%
	c	障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	5.9%
	n		11.8%
着眼点	○	1 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	23.5%
	○	2 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	64.7%
	○	3 計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。	82.4%
	○	4 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	88.2%
	○	5 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	76.5%
	○	6 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	70.6%
	○	7 職員は、障害のある子どもの教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	76.5%
		8 他の保護者に、障害のある子どもの教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	17.6%
コメント		<p>障害のある子どもが安心して生活できる環境整備と教育・保育の内容や方法への配慮として、建物設備にはスロープが設置され、スロープの必要な支援児を受け入れる環境が整備されている。特別支援児への配慮については、毎月の月間指導計画と週案に「特別支援」として関連づけ、日々の反省事項に特別支援についての記録ができるようになっている。特別支援コーディネーターとして教頭が位置づけられ、市主催の研修を受講している。今年度は13人の発達支援児が在籍し、クラス担任が個別の教育支援計画を作成している。計画内容として、実態と伸ばしたい点、支援が必要な点、長期目標、短期目標、次年度引き継ぎ事項の記入欄がある。計画にもとづいて子どもの特性に応じた指導・援助が行われ、具体的な支援内容が記録されている。こども教育保育課からの派遣による心理専門員による2回の巡回指導を受けている。発達支援児のかかわり方等、保護者からの相談にも対応している。今年度は、3人が隣接する小学校の特別支援学級への入学が決定している。</p> <p>他の保護者に障害のある子どもについて情報を伝える取組が望まれる。</p>	

項 目				評価結果
56	A⑪	⑨	在園時間の異なる子どもための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a	在園時間の異なる子どもための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	58.8%
		b	在園時間の異なる子どもための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	41.2%
		c	在園時間の異なる子どもための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	0.0%
		n		0.0%
	着眼点	○	1 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	76.5%
		○	2 在園時間の長い子どもが安心して、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。	76.5%
		○	3 在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも子どもが楽しく過ごせるよう配慮している。	88.2%
		○	4 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。	64.7%
		○	5 在園時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	88.2%
		○	6 在園時間の長い子どもに配慮した、安全な午睡環境を整備している。	58.8%
		○	7 子どもの状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。	88.2%
		○	8 担当の保育教諭と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	82.4%
		○	9 1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている	76.5%
	コメント	<p>在園時間の異なる子どもための環境整備と教育・保育の内容や方法への配慮について、職員は時差勤務を行い、朝夕は異年齢の子どもと一緒に過ごす保育として出入口に近い4歳児クラスの部屋で受け入れている。夕方は、5歳児で遊びを継続したい場合はクラスからおもちゃを移してきて遊ぶこともあり、子どもが楽しく過ごせるよう配慮されている。延長保育の場合はおやつが用意されている。今年度は一時預かりを通年で利用する対象児はいないが、不定期に1日単位での利用者がある。登園の早い子どもや延長保育を利用している子どもの様子について、保育教諭の引継ぎや環境については、保護者とクラス担任との連携はクラスの保育日誌に連絡内容を記録し当番保育教諭から保護者に伝える体制になっている。1号認定子どもの長期休暇においては、週1回の図書貸し出し日を設定し、連携が取れるように配慮している。</p> <p>指導計画に長時間保育や1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容についての位置づけを明確にし、指導内容や延長時の支援記録が望まれる。</p>		

項目			評価結果
57	A⑫	⑩ 小学校との接続、就学を見通した計画に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
判断基準	a	小学校との接続、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	47.1%
	b	小学校との接続、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	41.2%
	c	小学校との接続や就学を見通した計画、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮していない。	0.0%
	n		11.8%
着眼点	○	1 計画の中に小学校との接続や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。	70.6%
	○	2 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	82.4%
	○	3 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。	47.1%
	○	4 保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との接続を図っている。	58.8%
	○	5 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。	58.8%
コメント		<p>小学校との接続、就学を見通した計画にもとづく教育・保育の内容や方法、保護者との関わりへの配慮については、全体的な計画と5歳児の年間指導計画に小学校との連携や接続が位置付けられている。隣接する小学校との接続計画として、アプローチカリキュラムが作成され、昨年の実施状況は、5年生との交流（読み聞かせ会、給食試食会で5年生のクラスへ）、1年生のお招き会に参加、1学期終業式と2学期前半終業式、2学期後半始業式や小学校の朝会に5歳児が参加している。小学校の運動場やプール、図書館の使用等、子どもが小学校以降の生活について見通しを持てるように実施されている。教員との連携については、小学校との5役会議や職員会議に園長や教頭が参加し、毎週の職員朝会には教頭が参加して行事等を把握し、1年生の担任とは情報交換や申し送りが行われている。今年度はコロナ禍のため交流は中止となっている。保護者が小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるよう、就学に向けた個別面談等を通して支援をしている。園長の責任において「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の視点にもとづいた子ども園指導要録を作成し、各小学校へ引き継がれている。</p>	

項 目			評価結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。	52.9%
	b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	47.1%
	c	子どもの健康管理を適切に行っていない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○	1 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	52.9%
	○	2 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	94.1%
	○	3 子どもの保健に関する計画を作成している。	41.2%
	○	4 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	82.4%
	○	5 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	70.6%
	○	6 保護者に対し、園の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。	76.5%
	○	7 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	0.0%
○	8 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	0.0%	
コメント		<p>子どもの健康管理については、保健計画と健康教育指導計画が作成され、計画にもとづいて健康支援と健康観察、感染症・疾病への対応が行われ、計画は職員が対応しやすい具体的な内容になっている。入園時の調査票や面談等で子どもの既往歴や予防接種の状況を把握して児童票に記録されている。日々の子どもの健康状態は、登園時の視診と検温等、日々提出される健康観察シートで把握している。健康教育指導計画には、時期に合わせた子どもへの指導のねらい・内容が表示され、月案や週案に指導内容が明示されている。子どものケガや発熱等の体調変化時は、保護者に連絡するとともに必要時は嘱託医等の受診を支援し、保護者が迎えに来るまでは園で対応している。入園のしおりや重要事項説明書に子どもの健康に関する方針が記載され、入園時に保護者に説明されている。</p> <p>子どもの健康管理に関するマニュアルの作成が望まれる。 着眼点7と8は乳幼児が在籍していないため、評価対象外。</p>	
59	A⑭	② 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	b
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	64.7%
	b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	23.5%
	c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	0.0%
	n		11.8%
着眼点	○	1 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	70.6%
	○	2 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。	70.6%
	○	3 家庭での生活に生かされるよう教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	88.2%
コメント		<p>健康診断や歯科健診の結果の教育・保育への反映については、嘱託医による内科健診と歯科健診、諸検査（尿、蟻虫、視力）を年2回実施し、結果は幼児健康診断表に記録して関係職員に周知している。歯科健診終了後は保護者へ健診結果を報告し、虫歯のある子どもには、治療が済んだら「虫歯の処置終了届け」を提出させ、未処置の場合は、面談時に保護者に受診を勧める等の支援をしている。健診結果の要治療について、保護者あての文書は担任が作成して交付している。虫歯のない子どもや治療済みの子どもの場合は、1回目終了後に「良い歯の表彰」が実施されているが、表彰の目的は虫歯のある子の治療を促すため、治療が済めば順次表彰している。保健計画に歯磨きを位置付け、歯磨きの習慣化に繋げている。</p> <p>健診後は園の状況把握のため集計・分析し、保健計画に反映させることが望まれる。</p>	

項目			評価結果
60	A⑮	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	58.8%
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	29.4%
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	0.0%
	n		11.8%
着眼点	○	1 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	70.6%
	○	2 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	58.8%
	○	3 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	82.4%
	○	4 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	88.2%
		5 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	64.7%
		6 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	29.4%
コメント		<p>アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもへの医師の指示による適切な対応については、「食物アレルギー対応マニュアル」が主管課で作成されている。アレルギーのある子どもは、医師の指示書（生活管理指導票）を提出させるとともに、栄養士と保護者を交えてアレルギー対策の面談を開催している。アレルギー食予定献立表を作成して保護者に配布している。アレルギーのある子どもの食器やトレイは色（ピンク）を変え、食器に記名し、他の子どもと違えることで配慮し、テーブルが区別されている。給食安全管理マニュアルにアレルギー食についての注意事項が明記されている。慢性疾患等のある子どもは今年度は在園していない。</p> <p>食育計画や保健計画へのアレルギー対応に関する追記、全職員へのアレルギー疾患、慢性疾患等についての研修等の実施、及び他の保護者へのアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
A-2-(4) 食事			
61	A⑯	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	41.2%
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	52.9%
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。	0.0%
	n		5.9%
着眼点	○	1 食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。	58.8%
	○	2 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	82.4%
	○	3 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	76.5%
	○	4 食器の材質や形などに配慮している。	41.2%
	○	5 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	82.4%
	○	6 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	88.2%
	○	7 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	64.7%
	○	8 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	58.8%
コメント		<p>食事を楽しむことができる工夫として、食育年間計画が作成され、全体的な計画や年間指導計画、月・週案に食育を位置付けて取り組んでいる。食事はクラスごとに摂り、現在はコロナ感染症予防のためテーブルを前面向きで実施している。給食は給食センターから配食され、献立表は、あかのしよくひん、きいろのしよくひん、みどりのしよくひんと食材を区分して表示し、各クラスの入口に掲示され、食前に今日の献立を紹介している。自然環境指導計画を作成し、季節に合わせて大根やニンジン、ジャガイモ等を植え、子どもたちが水やりから収穫までを担い、前期ではトマト等の収穫物を持ち帰って家で調理してもらうなど、子どもたちが食に関心が持てるよう取り組んでいる。栽培している物と同じ食材が給食に出た場合は食育として関連付けて説明するようにしている。食器は絵柄のついた耐熱用のメラニン樹脂で、献立に合わせて箸やスプーン等が使用されている。毎月献立表を保護者に配布している。食事の量は、子どもが達成感を味わえるよう自己申告制にし、偏食のある子どもには一つまみから挑戦できるように配慮されている。主管課発行の給食だより（小学校に上がるまでに身につけておきたい食事マナー。食事を五感で味わおう。鉄分を取ろう等）が保護者向けに毎月発行されている。</p> <p>掲示する献立表は、子どもが読める「ひらがな」表記への配慮に期待したい。</p>	

		項 目	評価結果
62	A⑰	② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
判断基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	47.1%
	b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	35.3%
	c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	0.0%
	n		17.6%
着眼点	○ 1	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	35.3%
	○ 2	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	76.5%
	○ 3	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	41.2%
	○ 4	季節感のある献立となるよう配慮している。	58.8%
	○ 5	地域の食文化や行事食などを取り入れている。	47.1%
	○ 6	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	5.9%
	○ 7	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	41.2%
コメント		<p>子どもが美味しく安心して食べることのできる食事の提供については、アレルギーのある子どもには除去食や代替食が提供されている。検食は園長や教頭が行い業務日誌に記録している。給食に関しては教頭が所管し、残食調査は給食日誌に記録している。毎月、園の給食会議を開催し、結果は給食センターの栄養士に伝えて献立に反映させている。食事は天然ダシにこだわり、食材は季節や地域の野菜類を取り入れている。季節や行事に配慮した献立として、イナムドゥチやクーブイリチーが提供され、地域の食文化を取り入れ、クリスマスやムーチーの日などのおやつにはケーキやチンピン、ムーチーなどの行事食も楽しめるように取り組んでいる。</p> <p>栄養士等の喫食場面見学等の実施が望まれる。</p> <p>着眼点7については、配食のため非該当とする。</p>	
A-3 子育て支援			
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑱	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
判断基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	47.1%
	b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。	52.9%
	c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○ 1	連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	35.3%
	○ 2	教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	58.8%
	○ 3	様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	82.4%
	○ 4	家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	64.7%
	○ 5	教育・保育実践の場に、教育・保育に保護者が参加しやすい時間や日程に配慮している。	64.7%
コメント		<p>子どもの生活を充実させるための家庭との連携について、家庭との日常的な情報交換は送迎時に行い、電話や手紙で伝えることもある。入園説明会や家庭訪問、クラス懇談会やPTA総会、保育参観や個人面談等の行事を保護者の理解を得る機会とし、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援している。今年度はコロナ禍により、行事等の保護者が参加する機会が限定されている。保育参観等ができない時は、個別に子どもの様子を伝える手紙に活動時の写真を添付している。ミニ運動会に取り組み姿をビデオで撮り、送迎時に保護者に見てもらえるように5日間放映するなどに取り組んでいる。行事予定や指導のねらいが記載された園だよりと活動の様子やお知らせ等が記載された各クラスだよりが保護者に配布され、園だよりはホームページにも掲載している。家庭の状況は、入園時の面接資料や指導の記録、個別面談記録等に記載されている。保育参観等は小学校の参観日に合わせるようにし、親子アルバム作り等は、平日を避けて保護者が参加しやすい土曜日に開催することも検討されている。</p> <p>保護者アンケートで「送迎時に挨拶しない職員や子どもの様子を聞いても答えられない職員がいる」との声もあり、子どもの生活を充実させるために家庭との連携に更なる取組が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
A-3-(2) 保護者等の支援			
64	A⑱	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	47.1%
	b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	52.9%
	c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	0.0%
	n		0.0%
着眼点	○	1 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	88.2%
	○	2 保護者等からの相談に応じる体制がある。	94.1%
	○	3 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	94.1%
	○	4 認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。	52.9%
	○	5 相談内容を適切に記録している。	23.5%
	○	6 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	70.6%
コメント		<p>保護者が安心して子育てができる支援としては、日々の送迎時や個別面談、クラス懇談会等で保護者との信頼関係を築く機会としている。「入園のしおり」に「家庭からこども園への相談対応」が記載され入園説明会で説明されている。保護者からの相談窓口は園長と教頭としている。クラス担任に寄せられた相談で対応が困難な場合は、園長や教頭に報告し助言を受けて対応している。相談内容は、保護者相談受付票に記載し、内容によっては市の子育て支援室と連携し、発達支援センターや放課後児童デイサービスの利用に繋げる等の対応をしている。</p> <p>認定こども園においては、子育て支援として、入園児とその保護者のみならず、地域の子育て中の保護者への支援を展開していくことが求められており、更なる取組が望まれる。</p>	
65	A⑳	② 家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
判断基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	47.1%
	b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	47.1%
	c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	0.0%
	n		5.9%
着眼点	○	1 不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	94.1%
	○	2 不適切な養育(虐待)等の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	88.2%
	○	3 不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	82.4%
	○	4 職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。	64.7%
	○	5 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	64.7%
	○	6 不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	47.1%
	○	7 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	5.9%
コメント		<p>家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待予防について、職員は不適切な養育等の兆候を見逃さないように、子どもの状態の変化（身体のアザ、怪我、服の汚れ等）や送迎時の保護者の言動（子どもへの対応）に注意を払っている。虐待の疑いを持った職員は、担任と教頭、園長と相談して対応している。不適切な養育の恐れがある場合は、保護者との会話の中で、子育ての不安や不満、悩みごとがないかなど、保護者に寄り添う等、精神面の援助がされている。長期欠席等の気になる子は、絵本や手紙を届ける機会を設けて家庭訪問を行い、様子を確認している。園長は、職員会議等で「身体のアザや怪我」を見逃さないよう注意喚起している。子育て支援室や児童相談所等の関係機関と連携し虐待防止に取組んでいる。不適切な養育（虐待）を発見した場合のマニュアルが整備され、職員会議等で周知が図られている。</p> <p>虐待防止研修内容について読み合わせを行っているが、マニュアルにもとづく職員研修の毎年の実施が望まれる。</p>	